

別記様式

表 面

第 号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第17条第2項の規定
による立入検査をする職員の身分証明書

← 3センチメートル →

↑ 4センチメートル ↓

写

真

押出
スタンプ

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日交付

発 行 者 名 印

裏 面

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（抄）

第十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。

2 略

第二十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。
- 2 発行者は、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は経済産業大臣若しくは経済産業局長とする。